

平成27年度行政事業レビューシート (

厚生労働省)

<b>事業名</b>	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金・離職者等職業訓練費交付金)			<b>担当部局庁</b>	職業能力開発局	<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和60年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	能力開発課	能力開発課長 藤枝 茂	
<b>会計区分</b>	一般会計、労働保険特別会計雇用勘定			<b>政策・施策名</b>	V-1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること。		
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	職業能力開発促進法第16条及び第95条第1項、雇用保険法第63条第1項第2項、雇用保険法施行規則第126条			<b>関係する計画、通知等</b>	-		
<b>主要政策・施策</b>	子ども・若者育成支援			<b>主要経費</b>	社会保障		
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	都道府県における職業訓練の規模及び質の維持						
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。						
<b>実施方法</b>	交付						
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	12,336	11,987	11,638	11,727	11,727
	執行額	11,638	11,638	11,638	-	-	
	執行率(%)	94%	97%	100%	-	-	
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	離職者訓練(施設内訓練)修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率80%	離職者訓練(施設内訓練)修了者の訓練修了後3ヶ月時点の就職率	成果実績	%	73	72.9	74.1
			目標値	%	80	80	80
			達成度	%	91.3%	91.1%	92.6%
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	訓練受講者数等 ・離職者(施設内)訓練受講者 ・在職者訓練受講者数 ・学卒者訓練入校者数	活動実績	人	77,512	76,024	69,666	
		当初見込み	人	97,891	97,033	95,922	96,928
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	当該年度執行額/当該年度受講者数	単位当たりコスト	円	150,141	153,080	167,051	120,536
		計算式	/	11,637,797,000/77,512	11,637,797,000/76,024	11,637,797,000/69,666	11,726,754,000/97,288
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	一般会計						
	交付金	3,299	3,299				
	労働保険特別会計雇用勘定						
	交付金	8,428	8,428				
	計	11,727	11,727				

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	職業訓練は国の雇用のセーフティネットとして国の責務として実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号)。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は地域の実情に応じた多様な訓練機会を確保するため、国が都道府県の職業能力開発校の運営に必要な経費を交付するものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	雇用失業情勢に応じた求職者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い事業と言える。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	本事業は雇用のセーフティネットとして都道府県の職業能力開発校にて行う職業訓練に係る経費であり、妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・使途は都道府県の職業能力開発校の運営に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績は目標に向け改善している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は雇用失業情勢の改善により見込みを下回っているが、実績を踏まえ見直しを図っていく。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	本事業は、労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業訓練を実施するため、都道府県における職業能力開発校の規模及び質の維持が図っており、十分に活用していると言える。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	能力開発校施設整備等補助金は、都道府県の能力開発施設の建物整備・機器整備等に係る経費への補助であるが、都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金は、都道府県の能力開発施設の運営に係る経費への支援であり、補助の対象が異なる。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省職業能力開発局能力開発課	594	職業能力開発校施設整備費等補助金		
点検・改善結果	点検結果	雇用情勢は改善傾向がみられるものの、非正規雇用の労働者は依然として不安定な就労が続いていることから、職業訓練による人材育成の重要性は高く、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的・効果的な予算執行に努める。			
	改善の方向性	引き続き、効率的・効果的な予算執行に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	引き続き、職業訓練による人材育成を推進するために必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
・成果実績・活動実績欄の平成26年度の実績は速報値。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	948	平成23年度	819	平成24年度	720
平成25年度	593	平成26年度	598		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
11,638百万円

〔 交付金の交付 〕



A. 都道府県(47) 11,638百万円

〔 短期課程、普通課程、専門課程訓練の実施等 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	訓練実施経費	短期課程、普通課程、専門課程訓練費	1,177			
	計		1,177	計		0
	B.			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0	
D.			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
計		0	計		0	

支出先上位10者リスト

A.	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	1,177	-	-
2	神奈川県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	843	-	-
3	大阪府	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	578	-	-
4	愛知県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	489	-	-
5	北海道	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	480	-	-
6	埼玉県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	462	-	-
7	岩手県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	403	-	-
8	福岡県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	401	-	-
9	兵庫県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	374	-	-
10	千葉県	離職者、在職者及び学卒者に対して、職業訓練を行い、就職に必要な技能及び知識を習得させる。	336	-	-